

平成19年10月 責任共有制度が導入されます

保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の皆さまに対する融資・経営支援など、より一層適切な支援を行うことを目的として全国の保証協会では本制度が導入されます。

信用保証のご利用に際し、お客さまのご負担などが増えることはありませんので、引き続き信用保証をご利用ください。

手続き

中小企業の皆さまが、保証付融資をご利用になる際の信用保証申込等の手続きは従来と変わりありません。

信用保証料

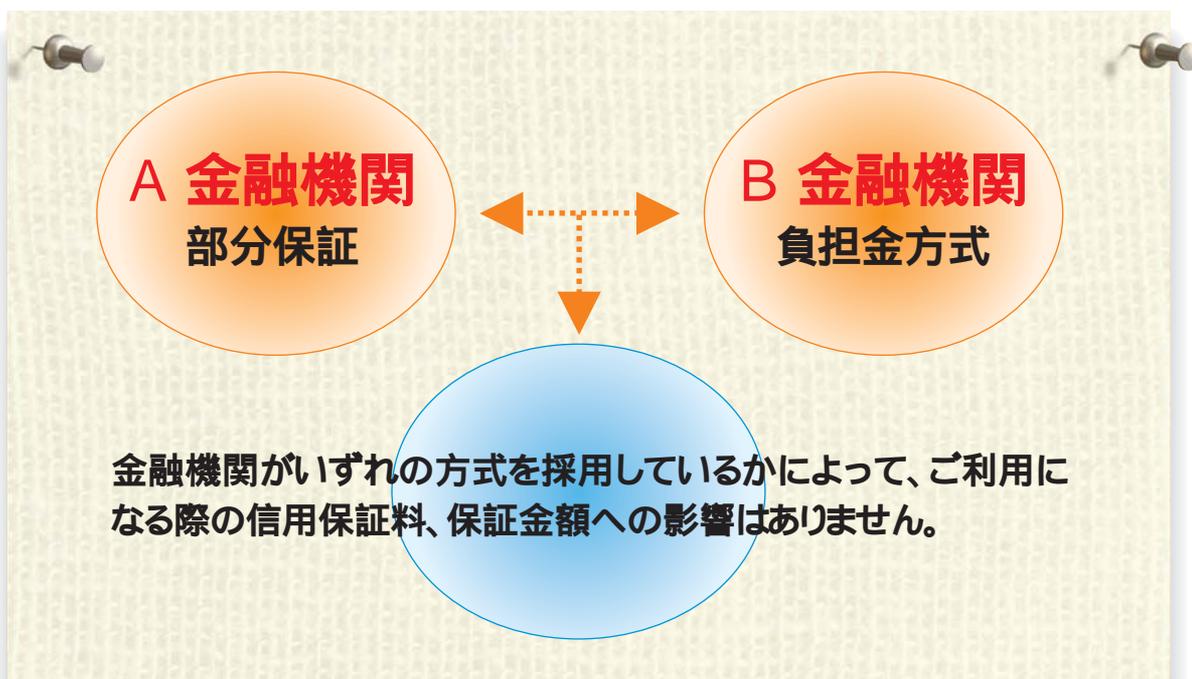
信用保証をご利用いただく際に、お客さまにご負担いただく信用保証料は、本制度導入により従来に比べ料率が低くなります。

金融機関

ご利用になる金融機関が、「部分保証方式」「負担金方式」のいずれを選択しているかによって、信用保証料・保証金額などへの影響はありません。

責任共有制度とは？

従来、原則100%保証(全部保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。金融機関が2つのうちからいずれかを選択して採用することとなっています。金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。



対象となる制度は？

原則としてすべての保証が対象となりますが、一部、対象から除外となる保証制度があります。

【責任共有制度の対象外となる保証】

- 経営安定関連保険(セーフティネット)1号~6号に係る保証
- 災害関係保険に係る保証
- 創業関連保険、創業等関連保険に係る保証
- 特別小口保険に係る保証
- 小口零細企業保証制度
- 求償権消滅保証
- 破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)

従来からの部分保証制度(特定社債保証、売掛債権担保融資保証、CLO等)については金融機関の方式選択にかかわらず、引き続き部分保証となります。

信用保証料は？

責任共有制度の対象となる保証については、原則として、現行の保証料率より低くなります。保証料率の表示を『融資金額に対して %』とし、この保証料率を責任共有保証料率と呼びます。

【基本となる保証料率】

(年率%)

	料率区分								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率(現行)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

小口零細企業保証制度を10月1日より取扱開始

責任共有制度の対象から除外される保証制度として創設される、全国统一保証制度です。

ご利用いただける方

従業員数
製造業...20名以下、
卸・小売・サービス業...5名以下の法人・個人

資金使途

運転資金、設備資金

保証限度額

1,250万円

既にご利用いただいている信用保証付の融資残高との合計が1,250万円以内となることが必要です。

貸付形式

証書貸付、手形貸付、手形割引

極度設定のある貸付・割引(根保証形式のもの)は除きます。

保証期間 返済方法 信用保証料

10年以内(据置1年以内)

均等分割返済または一括返済(期間1年以内)

保証協会所定の料率

本保証制度は全国统一の保証制度ですが、東京都制度融資の『小口資金融資』をはじめ、区市町など各自治体においても国が定めた要件に沿って、同様の制度融資が設けられる場合があります。

Q & A

責任共有制度導入により何が変わるの？
お客様のそんな疑問にお答えします。

Q1

すでに借入しているものも、
責任共有制度の対象になるのですか？

A1

本制度の対象となるのは、平成19年10月1日以降に当協会で申込受付を行ったものです。それ以前に借入れされたものは、対象となりません。

Q2

本制度の導入に伴い、書類や別途手続が
何か必要になるのですか？

A2

信用保証の申込に関するお手続は従来と特に変更はありません。

Q3

複数の金融機関と取引をしています。
どの金融機関で借入をするかによって、
保証の条件などに影響がありますか？

A3

ご利用になる金融機関によって、保証金額や信用保証料など保証の条件への影響はありません。

事業所一覧

当協会では、信用保証に関するご相談を、本店・各支店保証課において随時受け付けています。責任共有制度について、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口までお問合せください。

【本店】

〒104-8470
中央区八重洲2-6-17
TEL 03(3272)2251(代)

【保証部】

[担当区域]千代田・中央・港・島嶼
TEL 03(3272)3151(代)
FAX 03(3272)3155

【創業アシストプラザ】

創業に関する保証
[担当区域]23区・島嶼
TEL 03(3272)2279(代)
FAX 03(3272)2508

【社債・制度保証課】

特定社債保証制度の手続きについて
TEL 03(3272)3083
FAX 03(3272)3298

【再生支援センター】

事業再生に関する保証手続きについて
TEL 03(3272)3084
FAX 03(3272)1970

【池袋支店】

[担当区域]豊島・板橋・練馬
〒170-0013
豊島区東池袋1-5-6 池袋三和東洋ビル7階
TEL 03(3987)5445(代)
FAX 03(3987)7523

【五反田支店】

[担当区域]品川・目黒
〒141-0031
品川区西五反田2-29-5 日幸五反田ビル4階
TEL 03(3493)4991(代)
FAX 03(3493)4260

【錦糸町支店】

[担当区域]墨田・江東・江戸川
〒130-0013
墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル4階
TEL 03(5608)2011(代)
FAX 03(5608)2320

【新宿支店】

[担当区域]新宿・中野・杉並
〒160-0023
新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランドウイングビル3階
TEL 03(3344)2251(代)
FAX 03(3344)2390

【千住支店】

[担当区域]荒川・足立
〒120-0036
足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル2階
TEL 03(3888)7231(代)
FAX 03(3888)7293

【上野支店】

[担当区域]文京・台東・北
〒111-0041
台東区元浅草2-6-7 マタイビル5階
TEL 03(3847)3171(代)
FAX 03(3847)3191

【渋谷支店】

[担当区域]世田谷・渋谷
〒150-0002
渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル5階
TEL 03(5468)0135(代)
FAX 03(5468)1037

【葛飾支店】

[担当区域]葛飾
〒125-0062
葛飾区青戸7-2-5 東京都城東地域中小企業振興センター3階
TEL 03(5680)0801(代)
FAX 03(5680)0807

【大田支店】

[担当区域]大田
〒144-0035
大田区南蒲田1-20-20 東京都城南地域中小企業振興センター(大田区産業プラザ)3階
TEL 03(5710)3610(代)
FAX 03(5710)3091

【立川支店】

[担当区域]八王子支店担当以外の多摩地区
〒190-0012
立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル5階
TEL 042(525)6621(代)
FAX 042(525)8712

【創業アシストプラザ 多摩分室】

創業に関する保証
[担当区域]多摩地区
TEL 042(525)3101(代)
FAX 042(525)3381

【八王子支店】

[担当区域]八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市
〒192-0046
八王子市明神町3-20-6 八王子ファーストスクエアビル3階
TEL 042(646)2511(代)
FAX 042(646)1970